**平成２４年（フ）第４８号**
群馬県みどり市笠懸町鹿2927―１　グランドピュア長沢５号棟、住民票上の住所群馬県みどり市笠懸町阿左美129番地６
債務者　藤生　知子
１　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２４年（フ）第５８４号**
千葉県市原市山木933番地13
債務者　大島　智子
１　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第１９号**
富山県黒部市中陣622番地
債務者　丸田　洋子
１　決定年月日時　平成24年８月１日午前９時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
富山地方裁判所魚津支部

**平成２４年（フ）第２３号**
富山県黒部市釈迦堂1171番地５
債務者　山本ひとみ
１　決定年月日時　平成24年８月１日午前９時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
富山地方裁判所魚津支部

**平成２４年（フ）第４２号**
山梨県南都留郡富士河口湖町船津3234番地
素心寮408
債務者　小俣ふさみ
１　決定年月日時　平成24年８月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２４年（フ）第７８号**
長野県上田市殿城4129番地１
債務者　佐藤　弘一
１　決定年月日時　平成24年８月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２４年（フ）第８５号**
長野県千曲市大字上山田672番地２　若林ハイツ103号室
債務者　村山　公康
１　決定年月日時　平成24年８月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２４年（フ）第８６号**
長野県上田市下塩尻120番地３　市住10号、前住所長野県上田市諏訪形951番地２　コーポ窪田１階３号
債務者　北澤　廣幸
１　決定年月日時　平成24年８月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２４年（フ）第８７号**
長野県埴科郡坂城町大字中之条2201番地１、前住所長野県長野市大字南長野西後町1568番地
債務者　中島　光枝（旧姓橘）
１　決定年月日時　平成24年８月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２４年（フ）第１２３号**
長野県松本市大字笹賀7445番地　市営住宅33
債務者　石川　宗幸
１　決定年月日時　平成24年８月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第１５８号**
長野県東筑摩郡朝日村大字西洗馬1592番地２
債務者　久保田理恵
１　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第２２３号**
岐阜市鏡島西１丁目14番18号　プレンティ末光101号室
債務者　水谷　　上
１　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第２２４号**
岐阜市鏡島西１丁目14番18号　プレンティ末光101号室
債務者　水谷　典子
１　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第５９号**
岐阜県下呂市蛇之尾1069番地46
債務者　福島　信弘
１　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２４年（フ）第８３号**
滋賀県東近江市大清水町267番地
債務者　木野　和美
１　決定年月日時　平成24年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２４年（フ）第３４７号**
兵庫県姫路市網干区興浜90番地２
債務者　酒井　　武
１　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第２２０号**
奈良県生駒郡三郷町美松ケ丘西２丁目３番24号
債務者　竹内　桂子（旧姓木下）
１　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第４８２号**
広島市西区草津港１丁目４番17号
債務者　川中　和男
１　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
広島地方裁判所民事第４部